

議案第9号

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	450円	
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	750円	

」を

「

戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付（戸籍証明書の広域交付を含む。）	1通につき	450円	
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付（除籍証明書の広域交付を含む。）	1通につき	750円	

」に、

届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき	350円	
---	-------	------	--

」を

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報提供等記録開示システムを通じて発行する場合及び戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書を同時に交付する場合を除く。）	1件につき	400円	
除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報提供等記録開示システムを通じて発行する場合及び除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書を同時に交付する場合を除く。）	1件につき	700円	
届出若しくは申請の受理の証明書、戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき	350円	

」に、

戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	1件につき	350円	
---	-------	------	--

」を

戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧	1件につき	350円	
--	-------	------	--

」に

改める。

別表第2第2項第2号オ（ア）中「1, 180, 000円」を「1, 450, 000円」に改め、同号オ（イ）中「1, 410, 000円」を「1, 720, 000円」に改め、同号オ（ウ）中「1, 590, 000円」を「1, 920, 000円」に改め、同号オ（エ）中「1, 950, 000円」を「2, 360, 000円」に改め、同号オ（オ）中「2, 270, 000円」を「2, 740, 000円」に改め、同号オ（カ）中「4, 550, 000円」を「5, 640, 000円」に改め、同号オ（キ）中「5, 820, 000円」を「7, 240, 000円」に改め、同号オ（ク）中「7, 070, 000円」を「8, 790, 000円」に改め、同表第10項第2号を次のように改める。

(2) 高压法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項、次項及び第19項において同じ。）のみを使用して高压ガスの製造をするもの	
ア 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）第37条の4第1項の許可を受けた移動式製造設備	6, 000円
イ アに規定する移動式製造設備以外の移動式製造設備	
（ア）処理容積が1, 000万立方メートル以上の設備	91, 000円
（イ）処理容積が500万立方メートル以上1, 000万立方メートル未満の設備	75, 000円
（ウ）処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	60, 000円
（エ）処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	44, 000円
（オ）処理容積が10万立方メートル以上50万立方メー	27, 000円

トル未満の設備	
(カ) 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	21,000円
(キ) 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	16,000円
(ク) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	13,000円
(ケ) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	11,000円
(コ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	7,400円

別表第2第14項中「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）」を「液石法」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中別表第1の改正規定は令和6年3月1日から、別表第2の改正規定及び次項の規定は同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2の規定は、令和6年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料を徴収するため、及び浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料を改定するため、本案を提出する。